平成２９年（フ）第７０号
東京都八王子市北野町574番地３カラコレス301号
債務者　鈴木　博人
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１６号
東京都町田市中町２丁目14番21号サンライズコーポ103
債務者　羽柴　美琴
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７３９号
静岡県田方郡函南町平井673番地の４　ベルシオンユウＢ202、旧住所静岡市清水区蒲原神沢294番地　エスペランス・アン302号
債務者　酒井　真弓
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月24日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３９号
岡山市東区西片岡200番地
債務者　河本　祐希
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９号
岡山市南区三浜町１丁目16番１号103
債務者　谷田　芳昭
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０９３号
東京都荒川区南千住７丁目23－４－1201
債務者　渡邊　未耶
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４５号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目20番31－302号
債務者　帶川尼夕巳
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２号
沖縄県沖縄市園田２丁目19番７号
債務者　川田　成美（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１５号
沖縄県沖縄市泡瀬６丁目22番22号
債務者　濱端　泰行（旧姓浜端）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２２号
沖縄県沖縄市中央３丁目１番13号　久場アパート２－Ｂ号室
債務者　辺土名惠美子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５５号
横浜市戸塚区原宿４丁目32番22－104号、住民票上の住所大阪府八尾市曙川東４丁目110番地
債務者　高村　孝志
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３２号
神奈川県藤沢市高倉2225番地の１　アムール高倉202号
債務者　藤田　ゆり（旧姓小出）
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１４９３号
福岡市西区大字羽根戸442番地
破産者　株式会社アテック・エンジニアリング
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７６号
茨城県ひたちなか市大字田彦1664番地１
破産者　有限会社タートルハウジング
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６４号
栃木県宇都宮市インターパーク２丁目２番地３　フレックスインターパークＣ－106、前住所栃木県鹿沼市玉田町323番地37
破産者　宮本　克久
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６５号
栃木県宇都宮市明保野町４－10　アーバンドルミ102号室、住民票上の住所栃木県鹿沼市松原４丁目96番地
破産者　水田　成男
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係